

平成30年7月豪雨で被災された志願者への特例措置を実施します

平成30年7月豪雨で被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

県立広島大学では、この度の豪雨により被災された志願者への支援の一つとして、次のとおり、**入学者選抜料の免除及び入学料の減免等の特例措置**を行うことを決定しました。

被災地域にキャンパスを有する大学として、復興に向けてより一層取り組んでいくとともに、この措置が、受験を控えた高校生等の学びの支援となることを願っています。

■ 対象となる方

この豪雨災害により被災された志願者で、入学者選抜料の免除及び入学料の減免等を希望する方

■ 特例措置を行う入学者選抜

本学の学部、助産学専攻、大学院（総合学術研究科・経営管理研究科）の全ての入学者選抜

■ 免除及び減免の割合等

対 象		免除・減免の割合		必要書類
		入学者選抜料	入学料	
平成30年7月豪雨により被災された志願者で、右のいずれかに該当する方	主たる家計支持者（※）が死亡された場合	【全額免除】	【全額免除】	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 死亡を証明する書類 住民票
	主たる家計支持者（※）が所有する家屋が全壊、大規模半壊、半壊（浸水を含む。）、流失された場合		<ul style="list-style-type: none"> 【全額免除】全壊、大規模半壊、流失の場合 【半額免除】半壊の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 被災証明書 住民票 口座振込依頼書（半壊の場合のみ）

※ 主たる家計支持者とは、「被災された志願者の父母のうち収入が多い者、又はこれに代って家計を支えている者で、かつ本学の入学者選抜料、又は入学料等を負担する学費負担者」とします。

■ 申請方法等

- 各入学者選抜の出願までに、県立広島大学本部教学課入試担当へ連絡してください。
- 特例措置の適用は、本学内での審査により決定します。
- 出願書類や免除等に係る書類が提出できない場合は、提出期日の延長を認める場合がありますので、出願までにその旨を連絡してください。

■ 授業料等の減免及び徴収猶予について

- 学力基準を満たしており、災害により主たる家計支持者が死亡又は住居が全半壊し、学費の納付が著しく困難な方については、授業料等の減免又は徴収猶予を適用する場合があります。
- 授業料等の減免及び徴収猶予は、入学後に別途申請を行ってください。

■ 県立広島大学公式ホームページ

<http://www.pu-hiroshima.ac.jp/>